

<ul style="list-style-type: none"> ① 液量器 ② 温度計（100℃） ③ 水浴 ④ 調剤台 ⑤ 軟膏板 ⑥ 乳鉢（散剤用）及び乳棒 ⑦ はかり（感量 10mg 及び 100mg） ⑧ ビーカー ⑨ ふるい器 ⑩ へら（金属製及び角製又はこれに類するもの） ⑪ メスピペット ⑫ メスフラスコ又はメスシリンダー ⑬ 薬匙（金属製及び角製又はこれに類するもの） ⑭ ロート 	<ul style="list-style-type: none"> ①から⑭までに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていなければならない。 ⑮ 調剤に必要な書籍 <ul style="list-style-type: none"> ア. 日本薬局方及びその解説書に関するもの イ. 薬事関係法規に関するもの ウ. 調剤技術等に関するもの エ. 薬局で取り扱う薬品の添付文書に関するもの （CD-R やインターネット等による電子データ等でも可。この場合、オフラインの状態でも必要な資料が容易に閲覧や印刷できること。）
--	---